

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

発 行

ページ

目 次

○情報セキュリティに関する規程を廃止する訓令

（情報政策課）

一

訓令甲・企業局・議会・教育委員会・人事委員会・

監査委員・労働委員会

○情報セキュリティに関する規程

（情報政策課）

一

告 示

○災害等廃棄物処理の事務の受託（四件）

（廃棄物対策課）

三

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更の届出

（障害福祉課）

五

○特定計量器の定期検査の実施

（産業立地推進課）

五

○保安林の指定施業要件の変更の予定（二件）

（森林整備課）

六

○土地改良区の定款変更の認可

（北部地方振興事務所）

六

公 告

○開発行為に関する工事の完了

（建築宅地課）

六

企 業 局

○企業局情報セキュリティに関する管理規程を廃止する管理規程

六

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

七

教 育 委 員 会

○情報セキュリティに関する規程を廃止する訓令

八

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第十七号

情報セキュリティに関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十三年五月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

情報セキュリティに関する規程を廃止する訓令

情報セキュリティに関する規程（平成十五年宮城県訓令甲第二十八号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成二十三年六月一日から施行する。

訓令甲・企業局・議会・教育委員会・人事委員会・ 監査委員・労働委員会

○宮城県訓令甲第十八号

○宮城県企業局管理規程第八号

○宮城県議会訓令甲第一号

○宮城県教育委員会訓令甲第三号

○宮城県人事委員会訓令第一号

○宮城県監査委員訓令第一号

○宮城県労働委員会訓令甲第一号

情報セキュリティに関する規程を次のように定める。

平成二十三年五月三十一日

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

宮 城 県 公 営 企 業 管 理 者 伊 藤 直 司

宮 城 県 議 会 議 長 畠 山 和 純

宮 城 県 教 育 委 員 会 教 育 長 小 林 伸 一

宮 城 県 人 事 委 員 会 委 員 長 高 橋 俊 一

宮 城 県 代 表 監 査 委 員 遊 佐 勘 左 衛 門

宮 城 県 労 働 委 員 会 会 長 菅 原 通 孝

情報セキュリティに関する規程

（目的）

第一条 この訓令は、別に定めるもののほか、職員が情報システムにおいて扱う個人情報、行政運営に関する情報等の適正な取扱いに関し必要な事項（以下、「情報セキュリティ対策」といふ。）を定めることにより、適正かつ安定的な事務執行の確保並びに個人の権利及び利益の侵害防止を図るこ

とを目的とする。

(定義)

第二条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 職員 一般職の職員（臨時及び非常勤の職員を含む。）をいう。

二 所属長 行政組織規則（昭和三十五年宮城県規則第七十六号）第三条に規定する本庁の各課室、同規則第七条の規定により設けられた本部、局（課室を有するもの）であつては、当該課室、室、委員会等及び同規則第四条に規定する地方機関、企業局組織規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第一号）第二条に規定する本局の各課室及び同条に規定する地方機関、宮城県教育委員会行政組織規則（昭和四十一年宮城県教育委員会規則第四号）第二条に規定する本庁の各課室並びに同条に規定する地方機関及び教育機関並びに議会、人事委員会、監査委員及び労働委員会の事務局の各課（以下「各所属」という。）の長をいう。

三 情報システム 職員が業務処理を行う業務システム及びネットワークシステム並びに情報システムを適切に管理・運用するために必要な仕組み及び取決めをいう。

四 情報資産 電子計算機（印刷装置等）の関連機器を含む。及びこれに付随する基本ソフトウェア並びに情報システムが管理し、及び出力する情報（帳票及び記録媒体を含む。）をいう。

五 機密性 情報資産が正当な使用者に対してのみ、適切な手段で利用される状態をいう。

六 完全性 情報資産が故意、過失又は事故による変更がなく整合性の取れた状態をいう。

七 可用性 情報資産が必要とされているときに、正当な使用者が適切な手段で使用できる状態をいう。

八 情報セキュリティ監査 情報システム及び情報資産について情報セキュリティの観点から行う物理的内容、技術的内容及び運用等人的内容に関する点検及び評価をいう。

(情報セキュリティ対策組織)

第三条 必要な情報セキュリティ対策を確立し、情報セキュリティの維持及び推進を行うため、知事を本部長とする情報セキュリティ対策組織を設置する。

(職員の責務)

第四条 職員は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、情報資産を適切に取り扱わなければならない。

(情報セキュリティ対策基準)

第五条 本部長は、情報資産の機密性、完全性及び可用性を保持するために必要な遵守すべき行為判断等を定めた情報セキュリティ対策基準を策定する。

(情報セキュリティ実施手順)

第六条 本部長は、前条の規定により策定した情報セキュリティ対策基準（以下「情報セキュリティ対策基準」という。）に基づき、各所属における情報セキュリティ対策に共通する情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。

2 情報システムを管理する所属長は、情報セキュリティ対策基準に基づき、管理する情報システムの運用方法、管理する情報システムに必要とされる情報セキュリティ機能の内容等を定めた情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。

3 所属長は、必要があると認めるときは、情報セキュリティ対策基準に基づき、管理する情報資産の取扱いを定めた情報セキュリティ実施手順を策定することができる。この場合においては、当該情報セキュリティ実施手順の適用範囲を明らかにしなければならない。

4 所属長は、前二項の規定により情報セキュリティ実施手順を策定しようとするときは、本部長の承認を得なければならない。承認を受けた情報セキュリティ実施手順を変更しようとするときも同様とする。

(機密の保持)

第七条 情報セキュリティ対策基準及び前条第一項から第三項までの規定により策定された情報セキュリティ実施手順（以下「情報セキュリティ対策基準等」という。）は、情報資産の正当な使用者以外には、公表しないものとする。

(情報セキュリティ監査等の実施)

第八条 本部長は、この訓令及び情報セキュリティ対策基準等が遵守されていることを検証するため、情報セキュリティ監査員（以下「監査員」という。）を指名する。

2 監査員は、定期的な情報セキュリティ監査を実施し、監査の結果について本部長に報告しなければならない。

3 監査員は、前項の規定による監査の結果に基づき、所属長に対して、必要な是正措置について報告することができる。

4 本部長は、必要に応じて、情報セキュリティ対策に関する外部監査を実施することができる。

(情報セキュリティ対策の評価及び見直し)

第九条 本部長は、定期的に、情報セキュリティ監査の実施結果に基づき、情報資産の機密性、完全性及び可用性を侵す脅威に対する脆弱性を評価し、必要に応じて情報セキュリティ対策の見直しを行うものとする。

(情報セキュリティ障害時の対応)

第十条 本部長は、県民及び事業者の財産、生命等の権利又は行政運営に係る重大な情報セキュリティ障害が発生した場合、その事実を速やかに公表し、必要な対策を講ずる。

(情報セキュリティ教育)

第十一条 本部長及び所属長は、職員の情報セキュリティに関する認識及び理解を深めるため、必要な教育及び支援を行う。

(情報システム等の監視)

第十二条 本部長は、必要があると認めるときは、別に定めるところにより、情報システムの運用及び情報資産の取扱いを監視することができる。

(情報セキュリティ体制)

第十三条 本部長は、所属長及び職員に対して、情報セキュリティ対策基準に基づき、適切に情報セキュリティ対策を行うように指示し、情報セキュリティに関する機能を発揮するように努めなければならない。

2 所屬長は、情報セキュリティ対策を実施するに当たり、必要な職員を配置し、情報セキュリティ対策基準等の普及のための教育、物理的対策、情報技術による対策等の必要な対策を講じなければならない。

(外部委託)

第十四条 情報セキュリティ対策に関わる事務のうち、本部長が必要と判断したものについては、外部の事業者の一部を委託することができる。

2 前項の規定により委託しようとするときは、当該委託の相手方の守秘義務、情報セキュリティ対策基準等の遵守等について、契約書において明らかにしなければならない。

(適用除外)

第十五条 所屬長は、管理する情報システムの運用及び情報資産の管理に際し、この訓令を適用することが著しく困難であるときは、本部長と協議するものとする。

2 本部長は、前項の協議の結果、必要があると認めるときは、当該情報システム及び情報資産について、この訓令の全部又は一部を適用しないことができる。

(委任)

第十六条 この訓令に定めるもののほか、情報セキュリティ対策の実施に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

この訓令は、平成二十三年六月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第四百十三号

県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定に基づき、東松島市の災害等廃棄物処理の事務を次の規約により受託した。

平成二十三年五月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

東松島市と宮城県との間の災害等廃棄物処理の事務の委託に関する規約
(災害等廃棄物処理の事務の委託)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定により、東松島市は、その事務として行う廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第二十二条に規定する災害その他の事由により特に必要となつた廃棄物の処理（以下「災害等廃棄物処理の事務」という。）を宮城県に委託する。

(委託事務の範囲)

第二条 前条の規定により宮城県に委託する災害等廃棄物処理の事務（以下「委託事務」という。）の範囲は、平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により特に必要となつた廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理とする。

(委託事務の管理及び執行の方法等)

第三条 委託事務の管理及び執行については、宮城県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

2 委託事務の管理及び執行によつて生ずる収益は、宮城県の収入とする。

(委託事務に要する経費の負担等)

第四条 委託事務に要する経費は、東松島市が負担する。

2 前項の経費の算定の方法並びに交付の方法及びその時期は、東松島市と宮城県とが協議して定める。この場合において、宮城県知事は、あらかじめ当該経費の見積りに関する書類を東松島市長に送付するものとする。

(補則)

第五条 宮城県知事は、委託事務の管理及び執行に関する条例等を制定し、改正し、又は廃止したときは、直ちに東松島市長に通知するものとする。

2 この規約に定めるもののほか、災害等廃棄物処理の事務の委託に関し必要な事項は、東松島市と宮城県とが協議して定める。

附則

この規約は、平成二十三年五月十六日から施行する。

○宮城県告示第四百十四号

県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定に基づき、松島町の災害等廃棄物処理の事務を次の規約により受託した。

平成二十三年五月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

松島町と宮城県との間の災害等廃棄物処理の事務の委託に関する規約

（災害等廃棄物処理の事務の委託）

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定により、松島町は、その事務として行う廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二十二条に規定する災害その他の事由により特に必要となつた廃棄物の処理（以下「災害等廃棄物処理の事務」という。）を宮城県に委託する。

（委託事務の範囲）

第二条 前条の規定により宮城県に委託する災害等廃棄物処理の事務（以下「委託事務」という。）の範囲は、平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により特に必要となつた廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理とする。

（委託事務の管理及び執行の方法等）

第三条 委託事務の管理及び執行については、宮城県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

2 委託事務の管理及び執行によつて生ずる収益は、宮城県の収入とする。

（委託事務に要する経費の負担等）

第四条 委託事務に要する経費は、松島町が負担する。

2 前項の経費の算定の方法並びに交付の方法及びその時期は、松島町と宮城県とが協議して定める。この場合において、宮城県知事は、あらかじめ当該経費の見積りに関する書類を松島町長に送付するものとする。

（補則）

第五条 宮城県知事は、委託事務の管理及び執行に関する条例等を制定し、改正し、又は廃止したときは、直ちに松島町長に通知するものとする。

2 この規約に定めるもののほか、災害等廃棄物処理の事務の委託に関し必要な事項は、松島町と宮城県とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成二十三年五月二十三日から施行する。

○宮城県告示第四百十五号

県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定に基づき、七ヶ浜町の災害等廃棄物処理の事務を次の規約により受託した。

平成二十三年五月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

七ヶ浜町と宮城県との間の災害等廃棄物処理の事務の委託に関する規約

（災害等廃棄物処理の事務の委託）

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定により、七ヶ浜町は、その事務として行う廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二十二条に規定する災害その他の事由により特に必要となつた廃棄物の処理（以下「災害等廃棄物処理の事務」という。）を宮城県に委託する。

（委託事務の範囲）

第二条 前条の規定により宮城県に委託する災害等廃棄物処理の事務（以下「委託事務」という。）の範囲は、平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により特に必要となつた廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理とする。

（委託事務の管理及び執行の方法等）

第三条 委託事務の管理及び執行については、宮城県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

2 委託事務の管理及び執行によつて生ずる収益は、宮城県の収入とする。

（委託事務に要する経費の負担等）

第四条 委託事務に要する経費は、七ヶ浜町が負担する。

2 前項の経費の算定の方法並びに交付の方法及びその時期は、七ヶ浜町と宮城県とが協議して定める。この場合において、宮城県知事は、あらかじめ当該経費の見積りに関する書類を七ヶ浜町長に送付するものとする。

（補則）

第五条 宮城県知事は、委託事務の管理及び執行に関する条例等を制定し、改正し、又は廃止したときは、直ちに七ヶ浜町長に通知するものとする。

2 この規約に定めるもののほか、災害等廃棄物処理の事務の委託に関し必要な事項は、七ヶ浜町と宮城県とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成二十三年五月十三日から施行する。

○宮城県告示第四百十六号

県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定に基づき、南三陸町の災害等廃棄物処理の事務を次の規約により受託した。

平成二十三年五月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

南三陸町と宮城県との間の災害等廃棄物処理の事務の委託に関する規約

（災害等廃棄物処理の事務の委託）

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定により、南三陸町は、その事務として行う廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百二十七号）（第二十二条に規定する災害その他の事由により特に必要となつた廃棄物の処理（以下「災害等廃棄物処理の事務」という。）を宮城県に委託する。

（委託事務の範囲）

第二条 前条の規定により宮城県に委託する災害等廃棄物処理の事務（以下「委託事務」という。）の範囲は、平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により特に必要となつた廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理とする。

（委託事務の管理及び執行の方法等）

第三条 委託事務の管理及び執行については、宮城県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

2 委託事務の管理及び執行によつて生ずる収益は、宮城県の収入とする。

（委託事務に要する経費の負担等）

第四条 委託事務に要する経費は、南三陸町が負担する。

2 前項の経費の算定の方法並びに交付の方法及びその時期は、南三陸町と宮城県とが協議して定める。この場合において、宮城県知事は、あらかじめ当該経費の見積りに関する書類を南三陸町長に送付するものとする。

（補則）

第五条 宮城県知事は、委託事務の管理及び執行に関する条例等を制定し、改正し、又は廃止したときは、直ちに南三陸町長に通知するものとする。

2 この規約に定めるもののほか、災害等廃棄物処理の事務の委託に関し必要な事項は、南三陸町と宮城県とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成二十三年五月十一日から施行する。

○宮城県告示第四百十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり変更した旨届出があつたので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十三年五月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一〇三〇〇三三〇	設置者名	医療法人菅野愛生会		事業所の名称及び所在地	変更年月日
		変更前	変更後	変更前	変更後	
		梅ヶ浦市西玉川町五十四・九十九	梅ヶ浦市西玉川町八・六	梅ヶ浦市西玉川町五十四・九十九	梅ヶ浦市西玉川町八・六	平成二十三年五月十二日

○宮城県告示第四百十八号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十三年五月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十三年七月四日	登米市豊里	午前十一時から午後二時まで	登米市豊里公民館正面入口
七月五日	登米市登米	午前九時から午前十一時三十分まで	登米市登米総合支所車庫
七月五日	登米市津山	午後一時から午後二時三十分まで	登米市津山総合支所駐車場
七月十一日	登米市中田	午後二時三十分から午後九時三十分まで	登米市宝江ふれあいセンター駐車場
七月十二日	登米市東和	午前九時から午後二時まで	登米市東和総合支所正面入口
七月十三日	登米市石越	午前九時から午後二時まで	登米市石越総合支所車庫
七月十九日	登米市米山	午前十一時から午後二時まで	登米市米山体育センター正面入口
七月二十日	登米市迫	午前九時から午後二時三十分まで	登米市迫体育館正面入口

同 七月二十一日	登 米 市 南 方	午前九時から 正午まで	登米市南方公民館駐車場
-------------	-----------	----------------	-------------

○宮城県告示第四百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年五月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

登米市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

変更しない。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年五月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種を定めない。
(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百二十号

加美郡色麻町色麻土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十三年五月二十三日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十三年五月三十一日

宮城県北部地方振興事務所

所長 吉 田 祐 幸

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十三年五月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称
宮城郡七ヶ浜町境山二丁目二十番十七、二十九
番一及び二十九番二

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市泉区泉中央二丁目十八・十四・四〇二
株式会社日和

企 業 局

○宮城県企業局管理規程第七号

企業局情報セキュリティに関する管理規程を廃止する管理規程を次のように定める。

平成二十三年五月三十一日

宮城県公営企業管理者 伊 藤 直 司

企業局情報セキュリティに関する管理規程を廃止する管理規程
企業局情報セキュリティに関する管理規程（平成十六年宮城県企業局管理規程第一号）は、廃止す
る。

附 則

この管理規程は、平成二十三年六月一日から施行する。

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十三年五月三十一日

宮城県公営企業管理者 伊 藤 直 司

一 入札に付する事項

- 1 購入物品 ポリ塩化アルミニウム（単価契約）
 - 2 購入物品の数量及び仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 納入期間 平成二十三年七月二十二日から平成二十四年三月三十一日まで
 - 4 納入場所 麓山浄水場、中峰浄水場、衡東浄水場、南部山浄水場
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六六十七条の四の規定に該当しない者であ
ること。
 - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者又は開札時までに宮城
県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 3 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこ
と。
 - 4 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のい
れかに該当するときは、入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行
為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店
又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理
事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員
による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）
第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経

営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を
図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下
「暴力団」という。）の暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関
わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係
者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以
下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人
等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、
又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有
していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取
引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

5 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城
県出納局契約課管理班（〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二一
・二一一・三三三五）へ平成二十三年六月二十四日（金）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ
先
〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県企業局公営事業課総務班（担当 佐々木圭子 電話〇二一・二一一・三四一三）

2 入札説明書の交付期限

平成二十三年六月二十一日（火）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、
平成二十三年六月十六日（木）まで三の1あて申し出ること。

3 一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十三年七月一日（金）
までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日まで
の間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限 平成二十三年七月八日（金） 午後五時（郵送により提出する場合は、入

札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時とする。

5 開札の日時及び場所 平成二十三年七月十一日(月) 午後二時
宮城県行政庁舎十五階 企業局会議室

四 入札に参加することができない者

1 一に定める資格を有しない者

2 当該調達物品に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 企業局財務規程(昭和四十九年宮城県企業局管理規程第九号)第一条の二第一項の規定により準用する財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに平成二十三年度における入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十三年宮城県規則第四十一号)第二条の規定による。

3 契約保証金 企業局財務規程第一条の二第一項の規定により準用する財務規則第一百三十九条及び第一百零四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 金額は、一トン当たりの単価を記入すること。単価は、消費税及び地方消費税を含まない金額とする。

なお、消費税及び地方消費税は代金請求時に加算するものとする。

6 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると公営企業管理者が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Polyaluminium Chloride (Unit-price contact)

2 Period of Supply : July 22, 2011 to March 31, 2012

3 Place of Delivery : Fumotoyama Water Purification Plant, Nakamine Water Purification Plant, Koutou Water Purification Plant, Nambuayama Water Purification Plant
4 Deadline for Bid : July 8, 2011, 5:00 p.m.
5 Contact Person : Keiko Sasaki, General Affairs Section, Public and Water Projects Division, Public Enterprise Bureau, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. Tel.: 022-211-3413

教育委員会

○宮城県教育委員会訓令甲第二号

情報セキュリティに関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十三年五月三十一日

宮城県教育委員会

教育長 小林 伸一

情報セキュリティに関する規程を廃止する訓令

情報セキュリティに関する規程(平成十六年宮城県教育委員会訓令甲第一号)は、廃止する。

附則

この訓令は、平成二十三年六月一日から施行する。